新入生の保護者の皆様へ

愛知大学
AICHI UNIVERSITY

学研災付帯学生生活総合保険のご案内2027

総合生活保険（こども総合補償）

本制度は愛知大学が正式に推薦する保障制度です！

7つの補償で学生生活をしっかりサポート！

団体割引 30%適用





1 個人賠償責任
示談交渉サービス付き!
自転車条例に対応
インターンシップ中も補償

2 学生本人のケガ
通院1日から実費を補償!薬代も補償!
天災危険補償特約付

3 学生本人の病気
通院１日目から補償! 薬代も補償！（風邪１日でもご請求ください）
風邪1日でもご請求ください

4 救援者費用等
3日以上学生が入院した場合、駆けつける交通費・宿泊費を補償！

5 育英・学資費用
扶養者に万一の事があった場合、一時金＋学費実費を補償

6 生活用動産（一人暮らし限定）
学生の生活用品・身の回り品を補償! ノート型パソコンもOK!

7 借家人賠償責任（一人暮らし限定）
大家さんへの補償。破損・汚損まで補償！

申込締切日

■総合型選抜（専願）/学校推薦型選抜（専願）	2027年1月 8日(金)
■総合型選抜（併願）/学校推薦型選抜（併願）	2027年2月 1日(月)
■一般選抜前期（前期・共通テスト利用）	2027年3月29日(月)
■一般選抜後期（共通テスト利用）	2027年4月 9日(金)

お手続きは、便利で簡単!

愛知大学 付帯学総 Web加入サイト

https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0248800

・サイトのご利用時間は 8:00-22:00です。
・保険料はコンビニでお支払!（24時間OK!）

愛知大学
公益財団法人 日本国際教育支援協会

愛知大学の学研災付帯学生生活総合保険は、7つの補償で学生生活をしっかりサポート!

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任保険金（就職活動に必要なインターンシップ(*1)で企業から加入を求められた場合に対応します）

個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（B）＋本人のみ補償特約（B）＋受託品等不担保特約



例／自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内および国外で**学生本人が**偶然な事故により**他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）(*2)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。個人賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※インターンシップ(*3)中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。

(*1) インターンシップ受け入れ企業から保険の確認を受けた場合には、本保険の加入者票とパンフレットを提示ください。
(*2) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
(*3) 各種免許の交付や資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を除きます。

2 学生本人のケガ

例／スキー中に木に衝突し、骨折したとき。



死亡・後遺障害保険金　(*3)

傷害補償基本特約+学校管理下中不担保特約＋
天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）

国内および国外で**学生本人がケガや熱中症で死亡または後遺障害を被った場合**に保険金をお支払いします。

（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）のケガや熱中症は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については本保険の補償対象となります。）

治療費用保険金　(*1) (*2) (*3)

医療費用補償特約+待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）＋
入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）＋
天災危険補償特約（医療費用補償用）

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人がケガにより国内で**1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分**(*4)を保険金としてお支払いします。



3 学生本人の病気



例／風邪で通院したとき。肺炎で入院したとき。

治療費用保険金　(*1) (*2)

医療費用補償特約+待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）＋
入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が病気により国内で**1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分**(*4)を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除きます。）医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った**薬代も保険金として支払われます。**

風邪で通院したときも1日目から補償

(*1) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
(*2) 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始時より2年を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）
(*3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。
(*4) 自己負担分の詳細については、〈補償の概要等〉をご参照ください。

4 救援者費用等保険金

救援者費用等補償特約＋救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約＋疾病追加補償特約



例／学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内および国外で**学生本人が**保険期間中に住宅外において被ったケガや熱中症、または病気のため**継続して3日以上入院したり**、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、**交通費や宿泊料**、捜索救助費用等をお支払いします。

5 育英・学資費用保険金

育英費用補償特約・学業費用補償特約・疾病による学業費用補償特約・天災危険補償特約（*1）（傷害、育英費用および学業費用用）

例／扶養者がケガや熱中症で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内および国外で**扶養者が**ケガや熱中症によって**死亡したり、重度後遺障害を被った場合**に補償します。
（あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。）
なおAタイプ・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用についてケガや熱中症に加えて扶養者が**疾病により死亡した場合も補償の対象**となります。

●払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方またはWeb 加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。指定した扶養者が保険金支払事由に該当した場合に限り保険金をお支払いします。

◆育英費用保険金（ケガや熱中症）
育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金（ケガや熱中症・病気）
お支払対象期間中（*2）に実際に負担した授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。



(*1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。
(*2) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。

6 生活用動産保険金　一人暮らし限定

住宅内生活用動産特約＋住宅外等追加補償特約＋新価保険特約

例／空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。



国内で**学生本人が所有する家財が**火災や盗難等の偶然な事故で**損害を受けた場合**に保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額）	5,000 円

※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合（兄弟等と同居している場合を含む）はご加入できません。

7 借家人賠償責任保険金　一人暮らし限定

借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約

例／ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。



国内で**学生本人が**火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、**家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合（兄弟等と同居している場合を含む）はご加入できません。

パンフレット・補償の概要等・重要事項説明書には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認いただくことが重要です。以下のURL・QRコードに掲載の重要事項説明書・補償の概要等については、印刷またはダウンロードをお願いいたします。重要事項説明書等の書面をご希望の方はお問い合わせ先にご連絡・お取り寄せいただき、内容をご確認いただいた上でご加入のお手続きをお願いいたします。払込取扱票、あるいは Web 加入でのお手続きを実施いただいたことを以て、重要事項説明書・補償の概要等を電磁的方法で交付することに同意したこと、及び、重要事項説明書・補償の概要等を印刷もしくはダウンロードしたこととさせていただきます。
URL https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm

1ヶ月あたり945円から Cタイプ

ご加入タイプ		自宅から通学の学生（一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。）			一人暮らしの学生		
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
保険金額 1	個人賠償責任(*1)	1事故 国内：3億円 海外：1億円 限度			1事故 国内：3億円 海外：1億円 限度		
保険金額 2	死亡・後遺障害(*2) ケガ	300万円			300万円		
保険金額 2	入院・通院(*3) ケガ	治療費用実費			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
保険金額 3	入院・通院(*3) 病気	治療費用実費			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
保険金額 4	救援者費用等 ケガ 病気	300万円			300万円		
保険金額 5	育英費用(*4)（一時金） ケガ	一時金 300万円		一時金 100万円	一時金 300万円		一時金 100万円
保険金額 5	学資費用(*4)(*5)（支払年度ごと） ケガ	支払年度ごとに 100万円		補償対象外	支払年度ごとに 100万円		補償対象外
保険金額 5	学資費用(*4)(*5)（支払年度ごと） 病気	支払年度ごとに 100万円	補償対象外		支払年度ごとに 100万円	補償対象外	
保険金額 6	生活用動産(*6)（支払年度ごと）	補償対象外			支払年度ごとに 100万円		支払年度ごとに 50万円
保険金額 7	借家人賠償責任(*6)	補償対象外			1事故 1,000万円 限度		
保険料（卒業までの一括払）	2031年3月卒業予定者（4年間分保険料）学部生	84,990円	54,210円	45,360円	99,860円	69,080円	56,620円
保険料（卒業までの一括払）	2030年3月卒業予定者（3年間分保険料）大学院生	58,700円	40,810円	34,890円	70,140円	52,250円	43,550円
保険料（卒業までの一括払）	2029年3月卒業予定者（2年間分保険料）大学院生・短期大学部	36,130円	27,910円	24,400円	44,130円	35,910円	30,460円

5月以降にご加入を希望される方は、QRコードからWeb加入サイトへアクセスして保険料をご確認ください。（上表の保険料は4月加入の場合であり、5月以降に加入される場合には保険料が異なります。）

（＊1）情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。
（＊2）教育研究活動中のケガや熱中症は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
（＊3）お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
（＊4）独立生計の学生はお選びいただけません。パンフレット裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。
（＊5）学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次(*7)までの期間です。
（＊6）**一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。**
（＊7）お申込時に申告いただいた卒業予定年次となります。
（＊）保険の対象となる方の範囲
この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（本学では学研災に学生全員加入しています。退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。
（＊）扶養者の指定
扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）。ご加入時に指定した扶養者が亡くなられた場合等、扶養者が変更となった場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険期間		卒業予定年次(*7)に応じて
4年間	2031年3月卒業予定者	2027年4月1日（午前0時）より2031年4月1日（午後4時）まで4年間
3年間	2030年3月卒業予定者	2027年4月1日（午前0時）より2030年4月1日（午後4時）まで3年間
2年間	2029年3月卒業予定者	2027年4月1日（午前0時）より2029年4月1日（午後4時）まで2年間

上記保険料は、全国の被保険者（保険の対象となる方）数が10,000人以上の場合の割引率［30%］が適用されています。

≪控除証明書について≫
治療費用実費補償部分に係る保険料は生命保険料控除の対象となります。控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレット裏面に記載の引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 名古屋営業第二部 公務チーム（TEL 0120-188-000）までご連絡ください（毎年10月頃より受付開始となります）。

一人暮らしの学生に特におすすめ

メディカルアシスト 自動セット

24時間 365日受付*1 専用フリーダイヤル

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族（以下「サービス提供対象者」といいます。）からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。）・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

＊1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
＊2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

《ご加入方法》 お申込は WEB 加入がおすすめ！簡単 3 分でご加入できます。

❶ サイトへアクセス
QR コードから
特設サイトへアクセス

❷ 事前登録
事前登録には
メールアドレスが
必要になります。

❸ 加入タイプの選択
加入タイプ選択の際には、
適宜パンフレットを
ご参照ください。

❹ 加入内容の入力とコンビニの選択

❺ 加入依頼受付完了メール (注)

❻ コンビニで保険料払込

保険料のお支払いは、最寄りのコンビニエンスストアで !!

- サイトのご利用 …… 8：00 ～ 22：00 の間でご利用ください。
- 保険料のお支払い … コンビニエンスストアで 24 時間、365 日お支払いが可能です。

※コンビニ払い手数料は振込人負担です。※現金のみのお取り扱いです。※左記以外のコンビニはお取り扱いできません。
(注1)「加入依頼受付完了のお知らせ」メールが届きましたら、原則 6 日以内にお支払いください。
「払込期限」は、手続き完了後に発行される「コンビニ払の支払番号」の有効期限の関係で、お申込み手続日から60日後（2027年2月25日以降申込の方は2027年4月25日）に自動設定されます。毎年保険料の支払いを失念する方が散見されますので、お申込み手続き後、速やかにお支払いください。

❼加入者証を保険期間開始日の2ヵ月後を目処にお送りします。
加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは領収証を保管してください。
※送付先は加入者住所です。

（注2）「加入依頼受付完了のお知らせ」に記載のある払込期限とは、保険料をお支払いいただく期限のことです。払込期限までにお支払いが確認できない場合、お申込みはキャンセルされ、入力内容は自動的に削除されます。なお、保険始期（補償が開始される日）は、2027 年 3 月 31 日までに保険料をお支払いいただいた場合は 2027 年 4 月 1 日、2027 年 4 月 1 日以降にお支払いいただいた場合は、払込期限にかかわらず保険料のお支払いの翌日となりますのでご注意ください。

《郵便局申込の場合》 ※Web 加入が出来ない場合➡郵便局でのお申込み

❶ パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。
保険期間は選べません。
卒業までの一括払いです。

❷ 保険料を確認し、「払込取扱票」に必要事項を記入する。

❸ ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。
振込手続きをもってお申込みは完了します。
なお、振込手数料は振込人負担です。

❹ 加入者証を保険期間開始日の2ヵ月後を目処にお送りします。
加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。*送付先は扶養者住所です。

※誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合（新規申込・変更）、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。

保険金のご請求方法・流れ

ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。

❶ 風邪をひいて病院で受診
（例）



❷ 下記「お問い合わせ先」欄にある保険金のご請求（QRコードまたはURL）もしくは フリーダイヤルをご利用のうえご連絡ください。

❸ 保険会社から保険金請求書が届きます。ご記入、ご捺印のうえ、必要書類（領収書の本紙）を添えて返送します。



❹ 保険会社がご請求内容を確認、お支払金額を決定ご指定口座に保険金が振り込まれます。



このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。
この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

学生教育研究災害傷害保険（学研災）の補償内容

教育研究活動中（正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く））は、本学が学生の福利厚生向上を目的に全学部生の全員に対して手配している「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」の対象となります（加入手続きは本学で行います）。補償内容は下表のとおりとなりますが、補償が限定されているため「学研災付帯学生生活総合保険」のご加入をご検討ください。なお、学研災の詳細につきましては、本学学生課までお問い合わせください。

補償範囲	死亡保険金額	後遺障害保険金額	医療保険金額	入院加算金額（1日につき）（180日を限度）
正課中・学校行事中のケガ	2,000万円	120万円～3,000万円	治療日数に応じて定額　3千円～30万円（治療日数1日以上の場合）	4,000円
学校施設内でのケガ（課外活動中を除く）	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数に応じて定額　6千円～30万円（治療日数4日以上の場合）	4,000円
学校施設内外を問わず課外活動中のケガ	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数に応じて定額　3万円～30万円（治療日数14日以上の場合）	4,000円

お問い合わせ先 **学生保険相談デスク 愛知**

0120-873-588 受付（土日祝日をのぞく 9:30～17:00）
IP電話からは0564-73-0742をご利用ください。
上記お問い合わせ受付時間外に、個人賠償責任保険の事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心110番）（0120-720-110）へのご連絡をお願いいたします。
※その他の事故に関するご連絡は上記受付時間内に、お問い合わせ先までご連絡ください。

取扱幹事代理店　株式会社キャンパスサービス
〒460-0003　名古屋市中区錦2-4-3　錦パークビル1階（本店）
〒444-0116　愛知県額田郡幸田町芦谷仲田8-1（幸田営業所）

共同取扱代理店　株式会社エー・ユー・エス（学校法人愛知大学100%出資会社）
〒441-8522　愛知県豊橋市町畑町字町畑1－1

引受保険会社　東京海上日動火災保険株式会社　名古屋営業第二部　公務チーム
〒460-8541　名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル
TEL 0120-188-000　FAX 050-3385-6614

◆保険金のご請求・お問い合わせは,QRコードまたはURLをご利用ください。

https://www.hokensoudandesk-aichi.co.jp/

26TC-001716　2026年10月作成

付帯学総　保険金お支払い例【Ⅰ】

＊全国の大学での一例です

補償内容		事　例	保険金お支払額
治療費用（病気・ケガ） 健康保険等の自己負担分（高額療養費・給付は控除されます）		病気も通院1日目から補償　医師の処方箋に基づいたお薬代も補償	
		風邪をひいて1回受診した。	1,260円
		咳の症状で肺炎の疑いがあり、レントゲン検査をした。	4,840円
		部活動中に靭帯を損傷し、入院・手術した。	114,860円
		大脳皮質下出血のため入院・手術した。	894,273円
個人賠償責任 自転車条例 に対応 実習にも対応		示談交渉サービス付　自転車の事故も補償	
		自転車で走行中、他人にぶつかり、大けがを負わせた。	3,660,000円
		野球部練習中、打球が小学校の窓ガラスにあたり破損。	59,000円
救援者費用		急性胃腸炎で継続して3日以上入院し、両親が駆けつけた際の宿泊費と往復交通費。	116,150円
育英費用・学資費用		扶養者が交通事故で死亡した。	1,000,000円
		扶養者が登山中の事故で死亡し、大学の授業料等の費用を負担した。	1,190,000円
一人暮らし限定	生活用動産	建物外への持ち出し家財　も補償	
		ノートパソコンを誤って落として破損。	11,500円
		駅前の駐輪場で自転車が盗難にあった。	25,000円
	借家人賠償	火災・爆発等に加え、偶然な事故による破損も補償	
		下宿先の部屋の模様替え中、家具が窓ガラスに当たり破損。	89,640円







保険金のご請求方法・流れ　ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。

❶ 風邪をひいて病院で受診



❷ 裏面「お問い合わせ先」欄にあるQRコード（またはURL）もしくはフリーダイヤルをご利用のうえご連絡ください。

❸ 保険会社から保険金請求書が届きます。ご記入、ご捺印のうえ、必要書類（領収書の本紙）を添えて返送します。



❹ 保険会社がご請求内容を確認、お支払金額を決定ご指定口座に保険金が振り込まれます。



26TC-001716　2026年10月作成

ご加入に関する Q & A

Q1	**入学時は自宅通学ですが、途中から一人暮らしを予定しています。どのタイプに加入すればいいですか？**
A1	まずは卒業までの期間で自宅タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。
Q2	**卒業後は、大学院に進学するつもりです。付帯学総は、大学院の分まで加入したらよいですか？**
A2	現段階で大学院進学が未確定でしたら、大学院の分は含めず、在籍が確定している学部等の年数でお申込みください。
Q3	**「他の保険契約」とは何を指しますか？**
A3	例えば個人賠償責任保険等、この付帯学総と支払責任が同一の他の保険や共済契約に加入されている場合に、 その保険会社名や保険種類をご記入ください。（記入できる範囲で構いません。）
Q4	**パンフレットに添付の振込用紙以外に、申込書はありますか？**
A4	ありません。払込取扱票で保険料をお支払いただくだけでお手続きは完了です。払込取扱票が加入依頼書を兼ねて いますので、すべての項目に漏れなく分かりやすくご記入いただきますようお願いいたします。 **★Web加入サイトをご利用いただく場合は、払込取扱票への記入は不要です。**
Q5	**中途加入は可能ですか？**
A5	可能です。お振込翌日からの補償開始となります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。 **★Web加入サイトをご利用いただく場合は、保険料が自動で表示されます。**
Q6	**途中で解約はできますか？**
A6	できます。残期間に応じてご返金します。
Q7	**加入者証はいつ頃届きますか？**
A7	3月末までにお申込みいただいた場合、6月中旬頃までに届きます。より早くお届けできる場合もございます。 なお、加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。 加入者証の到着までは受領証（払込取扱票の半券）を保管してください。
Q8	**入居するアパートの管理会社に保険加入の証明を提示する必要があるが、加入者証が未着の場合はどのようにしたらよいですか？**
A8	Web加入サイトをご利用の場合、保険料お支払い後に届くメール（『加入手続完了のお知らせ』）を先方にご提示のうえ、 加入者証は後日届くことをお伝えください。（Web加入サイトをご利用にならない場合は、保険料を払込後にお手元に残る 受領証とパンフレットを先方にご提示ください。）
Q9	**学生教育研究災害傷害保険（学研災）について問合せしたいのですが。**
A9	愛知大学 学生課にお問合せください。
Q10	**入学前からの病気で治療中ですが、これも治療費用保険金の対象となりますか？**
A10	保険始期時点で既に被っている病気やケガによる入院や通院は対象外となりますが、保険加入から一定期間を経過後 は補償される場合もあります。詳しくはお問合せください。

お問い合わせ先

学生保険相談デスク 愛知

0120-873-588 受付（土日祝日をのぞく 9:30～17:00）

IP電話からは0564-73-0742をご利用ください。

上記お問い合わせ受付時間外に、個人賠償責任保険の事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心110番）（0120-720-110）へのご連絡をお願いいたします。
※その他の事故に関するご連絡は上記受付時間内に、お問い合わせ先までご連絡ください。

◆**保険金のご請求**は、Web（QRコードまたはURL）をご利用ください。

https://www.hokensoudandesk-aichi.co.jp/

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))〈補償の概要等〉

ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

注意!:以下に掲載の補償の概要は付帯学総でご加入いただける全ての補償を掲載しております。付帯学総は各大学ごとにご案内する補償プランの組み合わせが異なります。☑記載のある補償は加入プランによっては一部補償の選択ができないため、パンフレット記載の加入プランを併せてご確認の上、ご覧ください。
※付帯学総のパンフレットの加入プランに記載のない補償は選択ができません。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約(注1)	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの　等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
医療費用補償特約(注2)+待機期間の不設定に関する特約(医療費用補償用)	治療費用保険金	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金＊1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院＊2または通院＊3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までに負担した額に限ります。なお、入院および通院については、それぞれ個別に上記規定を適用します(それぞれの開始日が保険期間中である場合に限り補償対象となります。)。 ※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」＊4) ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。) ＊1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。 ＊2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ＊3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 ＊4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害＊1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患＊2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院＊3　等 ＊1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。 ＊2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。 ＊3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象となります。
個人賠償責任補償特約+個人賠償責任補償特約(B)+本人のみ補償特約(B)+受託品等不担保特約の一部変更に関する特約		国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)＊1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。(代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限ります。) ▶1事故について保険金額＊2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 保険の対象となる方が国内で受託した財物(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額＊3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項) なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車(ゴルフ・カートを含みます。)・原動機付自転車・自転車、船舶等・サーフボード、ラジコン模型・ドローン・携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等　・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等　・商品・製品や設備・什器(じゅうき) ・動物、植物等の生物　・乗車券、通貨等・貴金属、宝石、美術品等　等 ＊2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 ＊3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。)等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよび各種免許の交付や資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等以外のインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任＊1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。) ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両＊2＊3または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ＜受託品に係る賠償責任補償条項のみ＞ ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷や汚損であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ・詐欺または横領に起因して生じた損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害　等 ＊1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ＊2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 ＊3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 ＊4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

(注1)保険の対象となる方が在籍する学校の管理下＊1外にケガ＊2をした場合に保険金をお支払いします。
＊1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
①学校等の正課中および学校行事に参加している間
②学校の施設(寄宿舎を除きます。)内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間
＊2 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、日射または熱射によって生ずる熱中症、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊3を含みます。なお、急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠く職業病・テニス肘・疲労骨折・椎間板ヘルニア等については、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
＊3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。
(注2)入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約(医療費用補償用)がセットされています。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
救援者費用等補償特約＋救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約＋疾病追加補償特約（救援者費用等補償用）	国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料、遺体を被保険者の居住に使用される住宅または扶養者の生活の本拠となる住宅へ移送するための移送費用等を負担した場合 ●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは遭難した場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ●疾病により死亡、または疾病のため継続して3日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限ります。また、疾病に正常分娩は含みません。） 等 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。）によって生じた傷害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による入院＊1 等 ＊1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。
☑育英費用補償特約	扶養者＊1がケガや熱中症により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 （重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの　等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等
☑学業費用補償特約 ／ 学資費用保険金	扶養者＊1が保険期間中にケガや熱中症により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間＊2中に学資費用＊3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 （重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 ＊2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 ＊3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校＊4の指示に基づいて学校＊4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校＊4の指示に基づいて学校＊4に納付または業者から購入する教材費＊5 ＊4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 ＊5 制服代を含みます。	
☑疾病による学業費用補償特約 ／ 疾病学資費用保険金	扶養者＊1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間＊2中に学資費用＊3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ※上記にかかわらず、学業費用補償特約により保険金を支払うべき身体障害＊4に対しては保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 ＊2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 ＊3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校＊5の指示に基づいて学校＊5に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校＊5の指示に基づいて学校＊5に納付または業者から購入する教材費＊6 ＊4 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となった事故を含みます。 ＊5 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 ＊6 制服代を含みます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態＊1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態＊2 等 ＊1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ＊2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。
☑住宅内外等追加補償特約（注3） ／ 住宅内生活用動産特約＋	国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額＊1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財 等 ＊1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 等
☑借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内における保険の対象となる方ご本人の借用戸室＊1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 転居した場合は転居先の借用戸室をいいます。 ※借家人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（学生本人の親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（学生本人に関する事故に限ります。）。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等

（注3）新価保険特約（住宅内生活用動産用）がセットされています。

このパンフレットは総合生活保険（こども総合補償）の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

2026年6月作成　26T-000358

必ずお読みください

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

総合生活保険（こども総合補償）にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

［マークのご説明］ **契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項 ⬟ **注意喚起情報** ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項 △

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み ⬟

この保険は、（公財）日本国際教育支援協会をご契約者とし、（公財）日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等 ⬟ △

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意 △

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救援者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

＊1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

＊2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

※補償の重複に関する確認のため、東京海上日動は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

4 保険金額等の設定 ⬟

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

（金融庁ホームページ）

5 保険期間および補償の開始・終了時期 ⬟ △

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み ⬟

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法 ⬟ △

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金 ⬟

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務 △

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆：告知事項かつ通知事項
- ●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度の有無*1

★：告知事項
- ●保険の対象となる方ご本人の生年月日
- ●他の保険契約等*2を締結されている場合には、その内容

＊1 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

＊2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ △

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人 △

総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等 △

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務［告知事項・通知事項一覧］」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●こども総合補償

ご加入時に指定した扶養者が亡くなられた場合等、扶養者が変更となった場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき ⬟ △

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。

＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約 △

総合生活保険（こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき ⬟

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]
保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

Ⅳ　その他ご留意いただきたいこと

1　個人情報の取扱い

△

払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の＜個人情報の取扱いに関するご案内＞をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2　ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3　ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4　保険会社破綻時の取扱い等

△

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
１年以内	原則として80％（破綻保険会社の支払停止から３か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
１年超	原則として90％まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90％を下回ることがあります。

5　その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

△

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6　事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- 東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（身体に関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- 附加給付の支給額が確認できる書類
- 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者[*1]または３親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
＊1　法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合　□保険期間
□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険料・保険料払込方法　□保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

□加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意[*1]」についてご確認ください。

＊1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2026年6月作成　26T-000358

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽＡＤＲセンター

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(https://www.sonpo.or.jp/)

△

０３－４３３２－５２４１（全国共通）
受付時間：午前９時15分～午後５時
（土日祝・年末・年始を除きます。）